

青森県報

第二千二百六十九号

平成十五年
十二月二十四日
(水曜日)

目次

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………
 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………
 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………
 飼料の試験の結果の概要……………
 保安林の指定解除……………
 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
 同法第十条第二項の規定による公告……………
 建設業者の許可の取消し……………
 物品の購入に係る一般競争入札……………
 出先機関……………
 土地改良事業の工事の完了……………
 道路の位置の指定……………

(健康福祉) 一
 (政策課) 一
 (港湾空港課) 二
 (団体経営) 二
 (改善課) 二
 (同) 二
 (畜産課) 三
 (林政課) 四
 (経理課) 四
 (文化・スポーツ振興課) 四
 (弘前県土整備事務所) 五
 (教育庁) 五
 (農林水産) 六
 (農務) 六
 (むつ県土整備事務所) 七

教育委員会

青森県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………

(県立学校課) ……七

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十六号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の四中「三万円」を「三万円」に改め、同一の2の(二)中「二百四十九万八千円」を「二百四十六万八千円」に改め、同表の二の1の四中「千二百円」を「千円」に改め、同表の三の3の(一)の表中

一七、七〇〇円	三、七〇〇円	三、五〇〇円	四、一〇〇円	五、九〇〇円	七、五〇〇円
二六、二〇〇円	三、七〇〇円	三、七〇〇円	六、八〇〇円	七、五〇〇円	一〇、二〇〇円

を

一七、三〇〇円	三、二〇〇円	三、八〇〇円	五、二〇〇円	四、八〇〇円	七、一〇〇円
二六、六〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	六、五〇〇円	七、八〇〇円	一〇、五〇〇円

に改め、

同3の(二)の表中

五、六〇〇円	七、五〇〇円	一、一、六〇〇円	一、四、〇〇〇円	一、六、〇〇〇円	二、〇、〇〇〇円
六、一〇〇円	八、〇〇〇円	一、二、七〇〇円	一、五、〇〇〇円	一、七、〇〇〇円	二、一、〇〇〇円

を

五、六〇〇円	七、五〇〇円	一、一、三〇〇円	一、三、七〇〇円	一、七、五〇〇円	二、一、四〇〇円
六、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一、二、〇〇〇円	一、四、一〇〇円	一、八、〇〇〇円	二、二、〇〇〇円

に改め、

別表第一の六の2中「五十三万千円」を「五十二万五千円」に改め、同表の十の2の(四)の(1)中「三千三百円」を「三千二百円」に改め、同表の十一の2中「十四万千円」を「十三万八千五百円」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二万七千九百円」を「二万七千六百円」に改め、同1の(二)中「二万二千三百円」を「二万二千百円」に改め、同1の(三)中「二万八千八百円」を「二万七千六百円」に改め、同1の(四)中「二万七千八百円」を「二万七千四百円」に改め、同1の(五)中「二万二千三百円」を「二万九百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十七号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「及び青森空港と本邦外の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機」を削る。

附則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第八百十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五五 長根 繁	階上区域	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により漁業
三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四の一 畑中 清二		総トン数十トン未満の漁船により漁業
三戸郡階上町大字道仏字廿一五の一六 北城 一男		総トン数十トン未満の漁船により漁業
三戸郡階上町大字道仏字沢前戸三八の二 小西 博美		総トン数十トン未満の漁船により漁業
下北郡東通村大字猿ヶ森字下田代一四 竹林 雅史	猿ヶ森区域	小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業
下北郡東通村大字猿ヶ森字家ノ上二〇の二 東田 寿夫		小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業

青森県告示第八百十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第

四項の規定により公示する。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 (名 称)	加入区の名称
東津軽郡平館村大字根岸字小川六六	平館村第一加入区
東津軽郡平館村大字根岸字小川六五の三	平館村第一加入区
東津軽郡平館村大字今津字才の神三二の三	平館村第一加入区
東津軽郡平館村大字今津字間沢三七	平館村第一加入区
東津軽郡平館村大字石浜字舟岡二二六の六	平館村第三加入区
東津軽郡平館村大字石浜字舟岡二二五の二〇	平館村第三加入区

東津軽郡平館村大字石浜字磯山一七	小沢扶二夫	平館村第四加入区
東津軽郡平館村大字石浜字磯山二七	木浪 勉	
下北郡脇野沢村大字脇野沢字新井田二八	立石 政男	脇野沢村加入区
下北郡脇野沢村大字脇野沢字寄浪二〇	中村 忠司	

青森県告示第八百十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十五年十一月六日及び七日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要							違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	揮発性窒素性 %		水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %
中部飼料株式会社八戸工場 八戸市大河原木字海岸24 5	株式会社大里商店 青森市間屋町二丁目14 6	マシ中印 ぼ乳期子豚育成用配合飼料 ハイクリープB	15.10	19.6	6.0	0.86	0.64	1.8	5.0				11.6	
日和産業株式会社八戸工場 八戸市大河原木字海岸24 9	同左	ニチワ印 フロイラー肥育前期用配合飼料 ニチワえつけ ニチワ印 肉用種鶏成鶏飼育用配合飼料 テロ種鶏	15.11	25.1	5.7	1.08	0.72	1.9	5.8				3,080	11.4
			15.11	17.6	4.6	3.17	0.64	2.9	10.5				2,770	11.8

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

ニチワ印 後期用配合飼料 JCC後期NY	アロイラー肥育 配合飼料	15.11	18.9	8.8	0.84	0.58	3.3	4.8			3,290	12.7	
ノースン印 肉豚肥育用配 合飼料 ニートDX		15.11	15.0	3.0	0.98	0.38	2.2	4.6		77.3		13.0	
ニチワ印 成鶏飼育用配合 飼料 ハイホーア		15.11	17.9	4.4	3.80	0.50	2.2	11.7			2,880	11.9	

青森県告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三條第六項において準用する同條第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
十和田市大字三本木字佐井幅二七五の二六、二七五の二七、二七九の一
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 保安林解除の理由
道路用地とするため

青森県告示第八百十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十四年十月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があつた。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
弘前市大字土手町一九八
雨森 良三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年十二月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しやらく
- 三 代表者の氏名

清水 信敏

四 主たる事務所の所在地

八戸市湊高台二丁目一三の一七

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護サービスに関する事業を行い、高齢者の自立と生きがいのある長寿社会を支援し、もって保健福祉の向上に寄与することを目的とする。また、失業者及び求職者に対して職業能力開発事業を実施し、もって職業の安定と労働者の地位向上を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 相坂組

二 氏名 相坂 武五郎

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字富田町五八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一一六八七号

五 取消年月日 平成十五年十二月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年十二月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

物品の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、物品に要求する性能等は、入札説明書による。

自動設計製図装置 一式

二 納入期限

平成十六年三月二十四日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札書の提出期限

平成十六年二月三日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁 学校施設課入札室

(一) 日時

平成十六年二月六日

なお、時間は入札説明書による。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三十

三条及び第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、九の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Computer-aided design Machine

2 Delivery period:
24 March 2004

3 Delivery place:
1 High school in Aomori prefecture

4 Time limit for tender:
5:15 p.m. 3 February 2004

5 Contact point for the notice:
School Facility Management Division,
Aomori Prefectural Board of Education
2-3-1
Shinmachi Aomori City, Aomori 030-8540
JAPAN
TEL: 017-734-9873

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、

次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十五年十二月二十四日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事が完了年月日
十四年災農地災害復旧事業	三戸町	平成一五・一〇・三
五八 一四	三戸町	一五・五・三〇
五八 四〇	〃	〃
五八 五五	〃	一五・一〇・三
五八 六九	〃	一五・二・一六
五八 七三	〃	一五・一〇・三
五八 七五	〃	〃
五八 七七	〃	〃
十四年災農用施設災害復旧事業	〃	一五・一〇・三
五八 一三〇	〃	一五・五・三〇
五八 一三六	〃	一五・二・一六
五八 一三五	〃	一五・一〇・三
五八 一四四	〃	一五・一〇・九
五八 一六五	〃	一五・一〇・三
五八 一六六	〃	一五・二・一六

むつ県土整備事務所告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年一月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十二月二十四日

むつ県土整備事務所長 竹 内 由 昭

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市柳町一丁目一七三三の 一二及び柳町二丁目二〇一 の二三	七・二・三メートル	六・〇二メートル	平成 一五・二・ 九

教 育 委 員 会

青森県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十三号

青森県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

青森県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十五年十一月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条ただし書中「総合学科」の下に、「^マ 単位制による全日制の課程」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭